

副本

27(ネ)176



附 帯 控 訴 状

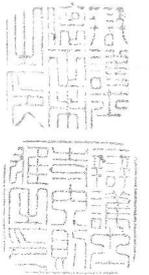
平成27年1月15日

大阪高等裁判所 第14民事部 御中

附帯控訴人ら(被控訴人ら, 第一審被告ら)訴訟代理人

弁 護 士 俵 正 市

(主任) 弁 護 士 寺 内 則 雄



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

地位確認等請求附帯控訴事件

訴訟物の価額 300,000円

貼用印紙額 4,500円

上記当事者間の大阪高等裁判所平成26年(ネ)第2955号地位確認等請求控訴事件について、被控訴人学校法人大阪経済大学、同井形浩治(附帯控訴人ら)は上記控訴に附帯して、同控訴事件の第一審大阪地方裁判所平成25年(ワ)第5815号地位確認等請求事件について、同裁判所が平成26年9月30日に言い渡した判決に対し控訴する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 被告大学及び被告井形は、原告に対し、連帯して30万円及び平成25年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 原告の被告大学及び被告井形に対するその余の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 3 原告の被告池島に対する主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを50分し、その1を被告大学及び被告井形が負担することとし、その余は原告が負担することとする。
- 6 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

附 帯 控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、附帯控訴人らの敗訴部分を取り消す。
 - 2 上記取消にかかる附帯被控訴人の附帯控訴人らに対する請求をいずれも棄却する。
 - 3 訴訟費用は、第1・2審とも附帯被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

附 帯 控 訴 の 理 由

- 1 附帯被控訴人は、原判決のうち、その敗訴した部分について控訴を提起し、現在御庁第14民事部に平成26年（ネ）第2955事件として係属している。
- 2 原判決は、①「誰を特任教員に任用するかということは、被告大学においていかなる研究を行い、学生にいかなる教育を行っていくかということと密接に関わる事項であり、学部長の一存で判断すべきものではなく、学部全体あるいは被告大学全体で判断すべきものであることからすれば、現行規定に授業担当計画について学部長と対象者との協議がまとまらなかった場合には授業担当計画を提出しないこととする旨の規定がない以上、学部長は、特任教員の任用申請手続を進めなければならず（授業担当計画を推薦委員会に提出する。）」（下線部は本件において重要な箇所として代理人が記入。以下、同じ）、協議がまとまらなかったことは、その理由も含めて、手続の各段階における考慮要素とすべきであると解するのが相当である。」、②「被告井形の勧めを受けても、特任教員への任用申請を取り下げない意向を明確に示していたものである。そうすると、学部長であった被告井形としては、対象者である原告との協議がまとまらなかったことを前提に、学部長として原告の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出し、手続を進めなければならなかったと

ころ、被告井形は、書類の不備があるとの判断をし、その結果、原告の特任教員への任用申請手続が進められなかったことになるが、かかる被告井形の行為は、現行規定下における特任教員の任用申請手続の理解を誤ったものというほかない。」、
③「上記のとおり、被告井形が特任教員の任用申請手続の理解を誤り、その結果、原告が、特任教員の任用申請について、特任教員推薦委員会等の審理を受ける機会を奪われることとなったことからすれば、被告井形には、原告の特任教員への任用申請手続の取扱いにおいて、過失があったといわざるを得ず、被告井形の行為は不法行為に当たると認められる。」と認定した。

- 3 しかし、前記①の下線部の点は認めるとしても、附帯控訴人井形が②の下線部の点は、書類の不備があると判断をしつつ、事態を穏便に進めるため、前例に依拠して特任教員採用希望者である附帯被控訴人に説得を試みたが同人はこれに肯ぜず、已むなく推薦委員会の委員長に相談しているので、この時点で附帯控訴人井形は学部長として推薦委員会に授業担当計画を提出したものと評価すべきであり、原判決はこの点、重大な事実誤認、法的評価を誤っているといわなければならない。また仮に百歩譲って、授業担当計画が提出されていないとしても、本件において附帯控訴人井形が同計画書の提出があったとしても控訴人が推薦委員会で推薦される蓋然性が皆無に近かったことを考慮すれば③の審理を受ける機会を奪われることとなったとまでは言えず、附帯控訴人らに過失を認めたのは重大な判断ミスである。

よって、附帯控訴の趣旨の通りの判決を求める次第である。

以 上

当 事 者 目 録

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号
附帯控訴人（一審被告） 学校法人 大阪経済大学
代表者理事長 佐藤 武司

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号
附帯控訴人（一審被告） 井形 浩治

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号
俵ビル2階 俵 法律事務所（送達場所）
附帯控訴人ら訴訟代理人
弁護士 俵 正市
(主任) 弁護士 寺内 則雄
TEL 06-6323-6700 FAX 06-6323-5510

〒634-0805 奈良県橿原市地黄町172-2
附帯被控訴人（一審原告） 吉井 康雄